

# 亜鉛含有量に係る排水基準の見直しについて (水質規制部会報告素案)

## これまでの亜鉛含有量に係る排水基準の枠組み

国 : 排水基準を定める省令  
(根拠: 水質汚濁防止法第3条第1項)

亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L  
適用対象: 1日当たりの平均的な排出水の量が 50 m<sup>3</sup>以上である水質汚濁防止法規制対象事業場に係る排水  
(電気めっき施設等の特定施設を設置する事業場が対象)

大阪府

上乗せ条例 (根拠: 法第3条第3項)

水質汚濁防止法の規制対象となる事業場に対して、大阪府域で適用するより厳しい排水規制を規定  
亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L  
適用対象: 1日当たりの平均的な排出水の量が 30 m<sup>3</sup>以上である特定事業場の排水

大阪府生活環境の保全等に関する条例

水質汚濁防止法の規制対象とならない事業場のうち、本条例により定める事業場 (届出事業場) に対する排水規制を規定  
亜鉛含有量に係る許容限度 5 mg/L  
適用対象: 1日当たりの平均的な排出水の量が 30 m<sup>3</sup>以上である届出事業場 ( ) の排水  
鉄鋼業、金属製品製造業、機械器具製造業の用に供する溶融めっき施設等の届出施設を設置する事業場

## 国の動向

環境基準の設定 (H15.11.5環境省告示第123号)

目的: 有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生育環境の保護  
区分: 生活環境の保全に関する環境基準  
項目: 全亜鉛濃度

水域	類型 <sup>注)</sup>	基準値 (年平均値)
河川	生物 A	0.03 mg/L 以下
	生物特 A	0.03 mg/L 以下
	生物 B	0.03 mg/L 以下
	生物特 B	0.03 mg/L 以下
海域	生物 A	0.02 mg/L 以下
	生物特 A	0.01 mg/L 以下

適用水域: 基準適用には類型当てはめが必要  
大和川は生物 B に指定 (H18.6)  
他の水域は今後順次指定を進める。

排水基準を定める省令の改正  
(平成18年11月10日環境省令第33号)

水質汚濁防止法第3条第1項に基づく排水基準の改定  
亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L  
ただし、以下に係る事業場については、暫定排水基準として 5 mg/L を適用 (5年間)

金属鋳業、無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業 (ソーダ工業等を除く)、表面处理鋼材製造業、非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業 (表面处理を行うものに限る。) 溶融めっき業、電気めっき業、下水道業 (一定の条件に該当するもの)

新設事業場 平成18年12月11日から適用  
既設事業場 平成19年6月11日から適用

注) 類型の区分

河川生物 A : イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域  
河川生物 B : 生物 B : コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域  
海域生物 A : 水生生物の生息する水域  
生物特 A (特 B) : 生物 A (B) の水域のうち、生物 A (B) の欄に掲げる水生生物の産卵場 (繁殖場) 又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域

河川・海域の全亜鉛濃度 (H18)

河川  
・80 水域中 12 水域で環境基準値を超過  
・BOD等の類型別では、A~Cはほぼ達成。D、Eで超過が多い。  
海域  
・全地点で生物特 A の基準値を達成

## 排水基準見直しの考え方

考え方 1 : これまでの排水基準適用範囲拡大の取組みの役割を踏まえて検討する。  
考え方 2 : 府域の事業場の排水実態を踏まえ、必要に応じて暫定基準の設定も検討する。  
考え方 3 : 基準が強化される既設事業場には、猶予期間を設ける。

上乗せ条例及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく排水基準の見直し案

亜鉛含有量に係る許容限度 2 mg/L  
ただし、電気めっき業に係る事業場については、暫定排水基準として 5 mg/L を適用 (施行日から5年間。既設事業場のみ。)  
既設事業場については、施行日から6か月間は適用を猶予

(参考) 審議経過等

H19.7.18 大阪府知事から環境審議会へ諮問 (水質規制部会を設置)  
H19.9.21 第1回部会  
H19.10.2 ~ H19.11.1 パブリックコメント手続き実施  
H19.11.8 第2回部会  
H19.11.30 環境審議会に部会審議結果を報告 (予定)